

三条市監査委員告示第1号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を三条市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和4年1月28日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 武 石 栄 二

記

- | | | | |
|---|----------|--|---|
| 1 | 監査の対象 | 「令和3年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(総合運動公園、栄体育館等8施設)」のとおり | |
| 2 | 監査の対象施設等 | 同 | 上 |
| 3 | 監査の期間 | 同 | 上 |
| 4 | 監査の方法 | 同 | 上 |
| 5 | 監査の着眼点 | 同 | 上 |
| 6 | 監査の結果 | 同 | 上 |

令和3年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(総合運動公園、栄体育館等8施設)

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査が前回監査から相当期間経過した指定管理者及び所管課の令和2年度及び令和3年度に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
総合運動公園	株式会社丸富 代表取締役 柴山 昌彦	福祉保健部 健康づくり課
栄体育館等8施設 (栄体育館、大面体育館、下田体育館、ウェルネスただ、栄野球場、下田野球場、直江テニスコート、下田郷資料館)	一般社団法人三条市スポーツ協会 会長 野崎 勝康	

3 監査期間 令和3年10月1日から令和4年1月28日まで

4 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
武 石 栄 二

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われ、必要事項が記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令に定めるところにより適切に管理しているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 監査の対象施設の指定管理者等の概要

1 総合運動公園

当該施設は、平成6年3月に供用開始し、当初から平成19年度までは市直営で管理し、その後、指定管理者制度による管理となった。

現指定管理者は、公募により選定され、平成20年度から当該施設を管理しており、現指定期間は平成30年度から令和4年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 総合運動公園に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	<p>株式会社丸富</p> <p>1 設立年月日 昭和10年3月1日（法人登記 平成8年6月5日）</p> <p>2 役員・雇用人数 役員3人、正職員22人、臨時及びパート職員15人</p> <p>3 所在地 三条市若宮新田697番地1</p> <p>4 主な事業</p> <p>(1) 屋内外スポーツ施設、体育館施設、公園施設の維持管理の請負、工事及び設計施工、スポーツ器具用品の販売、修理及び賃貸</p> <p>(2) 造園、緑化、土木工事の企画、設計、施工、管理</p> <p>(3) 農業機械の製造、販売、修理</p> <p>(4) 農薬、肥料、種子、資材の販売 など</p>
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、市民の健全な心身の育成と福祉の増進に資する。
所在地	三条市月岡四丁目36番1号
内容 (主なもの)	<p>1 トリムの森</p> <p>(1) 供用面積 80,000 m²</p> <p>(2) 主な施設 遊具、東屋、城門、便所</p> <p>(3) 竣工年月 平成6年3月</p> <p>2 市民球場</p> <p>(1) 供用面積 47,000 m²</p> <p>(2) 主な施設 競技場（収容人員 内野スタンド7,200人、外野スタンド7,600人）、遊具、東屋、屋外便所</p> <p>(3) 竣工年月 平成7年2月</p> <p>3 多目的広場</p> <p>(1) 供用面積 25,800 m²</p> <p>(2) 主な施設 サッカー場2面、ソフトボール場1面</p> <p>(3) 竣工年月 平成10年9月</p> <p>4 運動広場</p> <p>(1) 供用面積 15,200 m²</p> <p>(2) 主な施設 ソフトボール場1面、東屋、和風庭園、便所</p> <p>(3) 竣工年月 平成11年3月</p>

内 容 (主なもの)	5 芝生広場 (1) 供用面積 24,700 m ² (2) 主な施設 遊具、東屋、炊事棟、便所		
	6 駐車場ほか (1) 供用面積 45,300 m ² (2) 主な施設 駐車場 (149 台)、東屋、仮駐車場 (679 台)、暫定貯留施設		
供用日及び 供用時間	1 市民球場 (1) 供用日 1月4日から12月28日まで (2) 供用時間 午前6時から午後9時まで (12月1日から翌年3月31日までの間は、会議室及び屋内練習場を除き、午前6時から午後5時まで) 2 多目的広場及び運動広場 (1) 供用日 4月1日から11月30日まで (2) 供用時間 午前6時から日没まで		
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで		
選定方法	公募		
利用人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民球場	17,545人	12,267人	9,550人
多目的広場	6,303人	6,376人	10,671人
運動広場	3,336人	2,300人	2,844人
合計	27,184人	20,943人	23,065人
指定管理料	66,772,000円	62,595,000円	63,102,000円

(注) 令和3年度の利用人数は11月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表2 総合運動公園に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	64,235,200	64,497,789	262,589	65,564,000
指定管理料	62,595,000	62,727,670	132,670	63,102,000
利用料	830,000	955,320	125,320	1,230,000
市民球場	600,000	821,700	221,700	1,000,000
多目的広場	200,000	112,560	△87,440	200,000
運動広場	30,000	21,060	△8,940	30,000
広告収入	610,200	610,200	0	982,000
雑収入	200,000	204,599	4,599	250,000

支出	64,235,200	63,851,323	△383,877	65,564,000
人件費	21,000,000	21,576,443	576,443	21,480,000
消耗品費	1,650,000	1,055,024	△594,976	1,500,000
印刷製本費	150,000	0	△150,000	150,000
燃料費	550,000	522,015	△27,985	600,000
光熱水費	6,780,000	4,986,425	△1,793,575	6,500,000
修繕費	1,000,000	682,773	△317,227	1,000,000
通信運搬費	30,000	6,899	△23,101	30,000
電話使用料	200,000	194,233	△5,767	220,000
手数料	510,000	225,980	△284,020	510,000
保険料	430,000	247,304	△182,696	430,000
委託料	26,877,000	26,396,366	△480,634	26,880,000
使用料及び賃借料	2,100,000	4,424,621	2,324,621	2,200,000
原材料費	300,000	1,035,540	735,540	1,400,000
広告宣伝費	350,000	305,800	△44,200	330,000
訓練研修費	130,000	0	△130,000	100,000
公課費	2,128,200	2,150,100	21,900	2,184,000
厚生費	50,000	41,800	△8,200	50,000
収入－支出	0	646,466	646,466	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	5,750,000	1,843,030	△3,906,970	13,600,000
プロ野球ファーム交流戦	0	0	0	9,500,000
大学野球サマーリーグ	5,000,000	0	△5,000,000	3,450,000
感謝祭その他	450,000	1,439,350	989,350	450,000
自動販売機収入等	300,000	403,680	103,680	200,000
支出	5,750,000	2,495,633	△3,254,367	13,600,000
プロ野球ファーム交流戦	500,000	195,077	△304,923	10,000,000
大学野球サマーリーグ	4,700,000	0	△4,700,000	3,000,000
感謝祭その他	400,000	2,241,628	1,841,628	450,000
自動販売機設置料等	150,000	58,928	△91,072	150,000
収入－支出	0	△652,603	△652,603	0

3 総計（管理事業と自主事業の計）

（単位：円）

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	69,985,200	66,340,819	△3,644,381	79,164,000
支出	69,985,200	66,346,956	△3,638,244	79,164,000
収入－支出	0	△6,137	△6,137	0

2 栄体育館等8施設

当該8施設は、平成20年4月1日に下田体育館、下田野球場、ウェルネスしただ及び下田郷資料館の4施設、平成23年4月1日に栄体育館、大面体育館及び栄野球場の3施設、平成25年4月1日に直江テニスコートの1施設が、指定管理者制度による管理となった。

現指定管理者は、公募により選定され、平成20年度から当該施設を管理しており、現指定期間は平成30年度から令和4年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 栄体育館等8施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 （応募時）	<p>一般社団法人三条市体育協会（平成30年4月1日、一般社団法人三条市スポーツ協会に名称変更）</p> <p>1 設立年月日 平成17年7月1日（法人登記 平成28年4月1日）</p> <p>2 役員・雇員人数 理事15人、監事2人、正職員13人、臨時及びパート職員8人</p> <p>3 所在地 三条市新堀2113番地</p> <p>4 主な事業 (1) 各種スポーツ教室（三条市からの委託） (2) 各種スポーツ大会（三条市からの委託） (3) 三条市総合型地域スポーツクラブりんぐる運営 (4) ジュニア選手強化支援事業 (5) 社会人選手、指導者育成支援事業 など</p>
設置目的	<p>市民の健全な心身の育成とスポーツの振興を図ることを主な目的とする。</p> <p>下田郷資料館は、三条市の区域内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とする。</p>
内容 （主なもの）	<p>1 栄体育館</p> <p>(1) 所在地 三条市新堀2113番地</p> <p>(2) 敷地面積 4,780.21㎡</p> <p>(3) 延床面積 4,604.18㎡</p> <p>(4) 建築構造 鉄筋コンクリート造一部木造2階建</p>

<p>内 容 (主なもの)</p>	<p>(5) 主な諸室 競技場、トレーニングルーム、体力測定室、健康・体力相談室、ランニング走路、会議室、研修室、多目的室</p> <p>(6) 開館時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(7) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(8) 竣工年月 平成23年1月</p> <p>2 大面体育館</p> <p>(1) 所在地 三条市北潟1番地</p> <p>(2) 敷地面積 2,331 m²</p> <p>(3) 延床面積 1,255 m²</p> <p>(4) 建築構造 体育館部分 鉄骨造一部2階建 研修室部分 木造平屋建</p> <p>(5) 主な諸室 競技場、研修室</p> <p>(6) 開館時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(7) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(8) 竣工年月 昭和54年3月</p> <p>3 下田体育館</p> <p>(1) 所在地 三条市笹岡77番地</p> <p>(2) 敷地面積 8,716 m²</p> <p>(3) 延床面積 3,936 m²</p> <p>(4) 建築構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>(5) 主な諸室 競技場、武道場、相撲場、ランニング走路</p> <p>(6) 開館時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(7) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(8) 竣工年月 昭和55年3月</p> <p>4 ウェルネスしただ</p> <p>(1) 所在地 三条市飯田1029番地1</p> <p>(2) 敷地面積 5,942 m²</p> <p>(3) 延床面積 1,287.9 m² (下田郷資料館を含む。)</p> <p>(4) 建築構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>(5) 主な諸室 競技場、トレーニングルーム、研修室、屋外施設テニスコート</p> <p>(6) 供用時間 午前9時から午後10時まで (テニスコートは午前6時から日没まで)</p> <p>(7) 供用日 1月4日から12月28日まで (テニスコートは4月1日から11月30日まで)</p> <p>(8) 竣工年月 平成3年10月</p> <p>5 栄野球場</p> <p>(1) 所在地 三条市岡野新田528番地</p> <p>(2) 敷地面積 17,434.29 m²</p> <p>(3) グラウンド面積 9,888 m² (野球場1面)</p> <p>(4) 管理棟 約74 m²</p>
-----------------------	---

内 容 (主なもの)	(5) 供用時間 午前6時から日没まで (6) 供用日 4月1日から11月30日まで (7) 竣工年月 平成23年9月 6 下田野球場 (1) 所在地 三条市曲谷25番地1 (2) 敷地面積 30,000 m ² (3) グラウンド面積 18,085 m ² (野球場2面) (4) 管理棟 27.59 m ² (5) 供用時間 午前6時から日没まで (6) 供用日 4月1日から11月30日まで (7) 竣工年月 昭和58年3月 7 直江テニスコート (1) 所在地 三条市直江町四丁目2023番 (2) 敷地面積 2,000 m ² (3) 供用時間 午前6時から午後9時30分まで (4) 供用日 4月1日から11月30日まで (5) 竣工年月 平成24年5月 8 下田郷資料館 (ウェルネスしただ内) (1) 延床面積 372.3 m ² (2) 開館時間 午前9時から午後4時30分まで (3) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで (4) 竣工年月 平成3年10月		
	指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
選定方法	公募		
利用人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
栄体育館	103,141人	59,672人	44,158人
大面体育館	10,645人	8,887人	5,646人
下田体育館	41,395人	33,329人	23,906人
ウェルネスしただ	10,137人	7,330人	5,270人
栄野球場	2,337人	1,749人	1,813人
下田野球場	570人	588人	513人
直江テニスコート	540人	561人	508人
下田郷資料館	2,277人	2,034人	386人
合計	171,042人	114,150人	82,200人
指定管理料	53,413,000円	55,668,000円	56,179,000円

(注) 令和3年度の利用人数は11月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表2 栄体育館等8施設に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	68,084,000	68,475,415	391,415	68,239,000
指定管理料	55,668,000	56,304,365	636,365	56,179,000
利用料金収入	10,241,000	7,343,330	△2,897,670	7,841,000
栄体育館	8,400,000	5,341,985	△3,058,015	6,000,000
大面体育館	100,000	204,630	104,630	100,000
下田体育館	1,300,000	1,311,195	11,195	1,300,000
ウェルネスただ	400,000	431,920	31,920	400,000
栄野球場	1,000	0	△1,000	1,000
直江テニスコート	40,000	53,600	13,600	40,000
補助金	0	2,425,000	2,425,000	0
雑収入	555,000	537,420	△17,580	312,000
繰越金	1,620,000	1,865,300	245,300	3,907,000
支出	67,964,000	62,934,366	△5,029,634	68,129,000
人件費	31,723,000	30,893,671	△829,329	32,720,000
消耗品費	1,100,000	2,416,286	1,316,286	1,200,000
印刷製本費	100,000	73,260	△26,740	100,000
燃料費	750,000	656,626	△93,374	750,000
光熱水費	13,992,000	10,678,489	△3,313,511	9,100,000
通信運搬費	834,000	626,066	△207,934	711,000
手数料	713,000	851,055	138,055	945,000
委託料	12,330,000	10,680,206	△1,649,794	16,214,000
公租公課	4,010,000	3,702,520	△307,480	4,010,000
修繕費	2,000,000	2,133,002	133,002	2,000,000
旅費	70,000	0	△70,000	70,000
その他	342,000	223,185	△118,815	309,000
収入－支出	120,000	5,541,049	5,421,049	110,000

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	10,000	138,000	128,000	10,000
参加費	10,000	138,000	128,000	10,000
支出	130,000	36,000	△94,000	120,000
謝金	120,000	18,000	△102,000	100,000
保険料	10,000	18,000	8,000	20,000
収入－支出	△120,000	102,000	222,000	△110,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	68,094,000	68,613,415	519,415	68,249,000
支出	68,094,000	62,970,366	△5,123,634	68,249,000
収入－支出	0	5,643,049	5,643,049	0

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられた。監査対象の各施設について、着眼点別の監査結果は次のとおりである。

1 総合運動公園に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

施設に係る報告や指示は、適切に行われていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

不審者に関する対応マニュアルは整備されていたが、訓練が実施されていなかった。施設利用者の安全を確保するため、不測の事態に備え定期的に訓練を実施されたい。

2 栄体育館等8施設に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

施設に係る報告や指示は、適切に行われていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品等（Ⅱ種）について台帳が整備されていなかった。台帳を整備し、適切な備品の管理をされたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

不審者に関する対応マニュアルが整備されていなかった。施設利用者の安全を確保するため、速やかにマニュアルを整備し、不測の事態に備え定期的に訓練を実施されたい。